

ご留意事項

●リース・割賦契約共通の留意点

- 初めてご契約いただいた場合は、代金口座振替用の入金申込書が必要です。
- 商品の保安契約が必要な場合は、販売業者(又はメーカー)と直接契約いただきます。

■リース契約の留意点

- リース期間中の解約は原則としてできません。
- やむを得ず中途解約される場合は残リース料をお支払いいただきます。
- 犯罪収益移転防止法により、当社で初めてのリース取引の場合、且つ月額リース料が10万円(税込)以上のお取引の際は、申込担当者様の顔写真つき証明書と法人様は登記事項証明書、個人事業主の方は代表者の印鑑証明書をご提出いただきます。
- リース期間の設定は、税法の法定耐用年数により設定可能なリース期間が決まります。

物件の法定耐用年数	設定可能なリース期間	
	下段	上段
10年未満	法定耐用年数×0.7(切捨)	税法上の制約はなし
10年以上	法定耐用年数×0.6(切捨)	

■割賦契約の留意点

- 割賦契約期間は、25回以上でご自由に設定いただけます。

少量危険物タンク 「サンキーパー」 リース・割賦購入について



取次店

株式会社 丸井商会
大阪府大阪市西区九条南4-22-10
TEL 06-6583-1731

取扱店

出光クレジット株式会社
大阪府中央区南船場3-4-26 出光ナガホビル11階
TEL 06-7709-9140

◆リースの特徴

導入の メリット

1 設備投資の初期費用0円

融資以外の資金調達手段としてリースをご活用いただくと、初期費用0円、月々一定のリース料で設備を導入することができます。リースは担保を必要としないので、銀行借入枠が温存でき、資金を有効に運用できます。

2 すべて経費処理でOK

購入に比べ、経費を前倒して計上することができますので節税効果があります。また、固定資産税の申告・納付が不要なため事務負担が軽減されます。

3 心強い動産保険付き

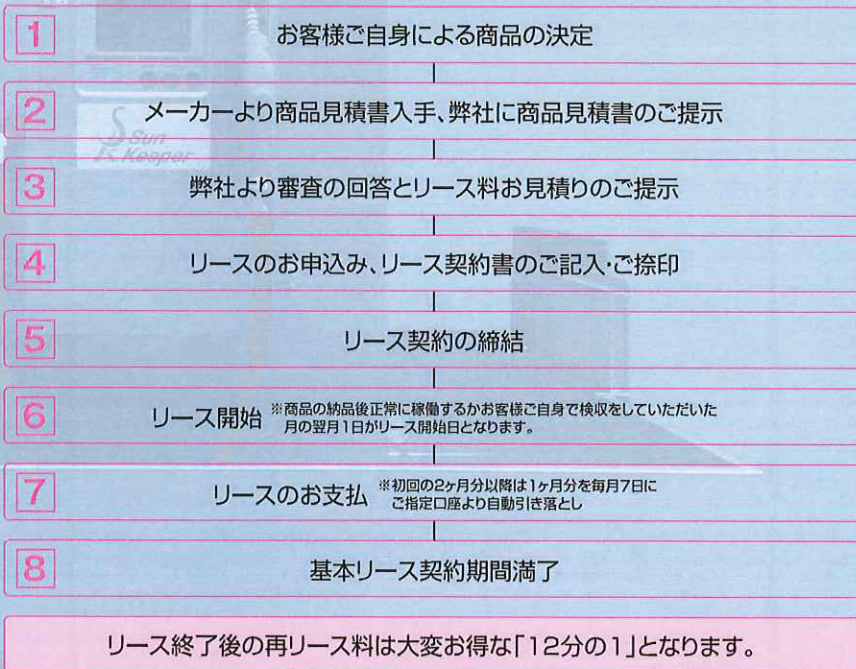
台風などの被害を受け、購入した設備がダメになってしまったことはありませんか？リース契約には「動産総合保険」が適用されます。リース期間中の方が一災害による損害に加え、盗難・漏水による破損など幅広い損害に備えることができます。

4 再リース料はお得な「12分の1」に

リース期間終了後、引き続き使用される場合は、再リース契約となり、従来の1ヶ月分のリース料で1年間のご使用が可能となります。

出光クレジットのリースなら再リース料がおトクです。

◆リース契約の流れ



◆割賦の特徴

導入の メリット

1 効果的な資金運用

月々定額の分割払いで済むため、一時に多額の購入資金を必要としません。そのため金融機関からの借入枠は温存され、資金を有効活用出来ます。

2 様々な物件にご利用可能

リース対象外の商品(構築物、建物付属設備など)もご利用いただけ、資金調達手段の幅が広がります。

3 契約期間について柔軟に対応

設備の仕様見込期間などに応じて、25回以上で自由に契約期間の設定が可能です。

4 物件の所有権が移転

リース契約と異なる点として、代金完済時には物件の所有権が移転し、お客様のものになります。

リース契約と異なる点として、お客様に自身による資産の計上と、減価償却、固定資産税の申告・納付が必要となります。また、動産総合保険は適用となりません。

◆割賦契約の流れ

